

山根二郎

# 信州大学でいま何が起きているのか

## カーボンナノチューブ 発がん性研究中の医学部教授を懲戒解雇

日用品などに幅広く使用されだしている「夢の新素材・カーボンナノチューブ」に発がん性があることを、マウスを使った研究で突き止めた医学部教授が研究継続中に大学を追われた。いま信州大学で何が起こっているのか。

「知の森」を標榜し、カーボンナノチューブを一大事業としている国立大学法人・信州大学（長野県松本市）。



本稿の舞台である国立大学法人・信州大学について取り上げる前に、ひとつ象徴的な出来事に触れておく。それは「七三一部隊」である。

七三一部隊と言えば、かつて満洲で三〇〇〇人以上の人々を生きたまま生体解剖の実験材料にした旧日本陸軍関東軍・石井四郎軍医中将が率いた部隊のことだ。その隊員は医学までは発がん性の研究も遅れています

学実験を行なつてゐるのですが、このときからずつと研究室への入室を禁止されたうえ、学生への講義や演習の禁止も通告されています。このままで発がん性の研究も遅れてしまします」

話を聞いていくと、小山氏の口から出た信州大学の総務・労務・人事の担当理事で副学長をしている「渡邊裕」の名が出てきて驚いたのである。というのは、私は一九六九年「東大安田講堂事件」の裁判で主任弁護人だったので、当時、東大全共闘の主要メンバーで東大裁判の被告団の救援対策責任者をしていた渡邊氏とは、弁護団会議で連日のようによつていた人物だったからである。

そこで私は小山氏に言った。

「あなたがやつてあるカーボンナノチューブの発がん性研究の重要性を話せば、東大改革を叫んで立ち上がり、信州大学から懲戒解雇され、係争中の小山省三・信州大学元教授（松本市内で二〇一〇年四月に開かれた小山事件報告会）で」

者や研究者たちで構成されていた。しかしながら戦後、この残虐さあまりない人体実験に関わった者の誰ひとり裁かれることなく、大学や製薬会社に散らばつたまま今日を迎えている。

彼らが、戦後三六年経つた一九八一年九月五日、長野県松本市内の「美ヶ原温泉ホテル」に集まつて初

が起立し、大会幹事の「軍神・石井四郎中将閣下、並びに関東軍第七三一部隊全將兵の御靈に對し奉り黙祷した」といふ号令で黙祷した。

七三一部隊隊員らは、戦後初めて開かれたこの全国大会の冒頭で金員が起立し、大会幹事の「軍神・石井四郎中将閣下、並びに関東軍第七三一部隊全將兵の御靈に對し奉り黙祷した」といふ号令で黙祷した。

七三一部隊隊員らは、戦後初めて開かれたこの全国大会の冒頭で金員が起立し、大会幹事の「軍神・石井四郎中将閣下、並びに関東軍第七三一部隊全將兵の御靈に對し奉り黙祷した」といふ号令で黙祷した。

七三一部隊隊員らは、戦後初めて開かれたこの全国大会の冒頭で金員が起立し、大会幹事の「軍神・石井四郎中将閣下、並びに関東軍第七三一部隊全將兵の御靈に對し奉り黙祷した」といふ号令で黙祷した。

その会場となつた「美ヶ原温泉ホテル」と信州大学とは目と鼻の先、歩いて一五分ほどの距離にある。同じ医学が今度は産業振興のしかもとされてしまったとき何が起こるか。それがいま、信州大学で起こつてゐることである。

それを命じた部隊長石井四郎を戦後もなお「軍神」と崇めているところは、自分たちが行なつた行為について反省のかけらもないということである。

その会場となつた「美ヶ原温泉ホテル」と信州大学とは目と鼻の先、歩いて一五分ほどの距離にある。

同じ医学が今度は産業振興のしかもとされてしまったとき何が起こるか。それがいま、信州大学で起こつてゐることである。

## 研究途上で懲戒解雇

一〇〇九年一一月のある日、弁護士である筆者の法律事務所（松本市）に訪ねてきた年配の男性が、信州大学医学部教授の小山省三氏（当時六二歳）だった。このときの小山氏の相談は次のようなものだった。

「自分は信州大学医学部の教授をしていますが、去る八月六日の夕方、医学部長から呼ばれて行つてみると、

いきなり『あなたたはこれから研究室に入らないでください』と言われ、もどると研究室全部に鍵が掛けられていた入れなくなつていていたのです。

自分が信州大学医学部の教授をしていて入れなくなつていていたのです。自分は信州大学医学部の遠藤守信教授が開発し、いま昭和電工で大量生産が行なわれている炭素素材のカーボンナノチューブVGCに発がん性や毒性があるかどうかを調べるた

めに、研究室でマウスを使っての医学部長から呼ばれて行つてみると、

いきなり『あなたたはこれから研究室に入らないでください』と言われ、もどると研究室全部に鍵が掛けられていた入れなくなつていていたのです。

自分が信州大学医学部の遠藤守信教授が開発し、いま昭和電工で大量生産が行なわれている炭素素材のカーボンナノチューブVGCに発がん性や毒性があるかどうかを調べるため、研究室でマウスを使っての

ナノ素材とは、一般的には直径一〇〇ナノメートル（ナノは基礎となる単位の一〇億分の一）以下の物質

のこと。炭素素材のカーボンナノチューブは、電子顕微鏡でしか見ることのできない超微細なものだ。

カーボンナノチューブについて信州大学は、次のように述べている。

「カーボンナノチューブ等、ナノサイズの物質は、従来の物質ではない期待され、すでに化粧品、抗菌剤、

スポーツ用品、繊維製品、電池、電子機器、エネルギー、農業、医療、環境改善など極めて広い範囲で使われる始めております。」

しかし一方で、カーボンナノチューブは悪性中皮腫をもたらすアスペストよりもはるかに微細で軽量であることから、その発がん性において

「第一のアスベストではないか」という指摘もある。

小山氏が突き止めたカーボンナノチューブVGCの発がん性研究は、そうした指摘を医学的に実証したものであるが、その研究継続中の小山

氏を懲戒解雇して大学から排除することとは、日本中のや世界中の人々の今後の健康と生命を何とも考えていない暴挙である。

## 信州大学が産業化めざすカーボンナノチューブ

本稿の舞台である国立大学法人・信州大学について取り上げる前に、ひとつ象徴的な出来事に触れておく。それは「七三一部隊」である。

七三一部隊と言えば、かつて満洲で三〇〇〇人以上の人々を生きたまま生体解剖の実験材料にした旧日本陸軍関東軍・石井四郎軍医中将が率いた部隊のことだ。その隊員は医学までは発がん性の研究も遅れてしま

ます」

この時点で私が大きな違いをしていたのを、まもなく知らされることになる。

小山氏の代理人弁護士となつた私は、同氏が助けを求めて加入した長野一般労働組合（荒井宏行執行委員長）とともに、この異常な研究室の使用・講義禁止措置の撤回を求めて、信州大学との団体交渉を重ねたが、そこに信州大学側を代表して常務理事で副学長をしていた渡邊裕（渡邊氏）とともに、この異常な研究室の使用・講義禁止措置の撤回を求めて、信州大学との団体交渉を重ねたが、そこには小山氏に対する処分で最も重要な役割を握っている人物であることが分かつてきました。渡邊氏は小山氏側の要求には一切耳を貸すことなく、二〇一〇年七月二二日、小山氏に対して理不尽きまわりない懲戒解雇分がなされるのである。

渡邊氏は、信州大学の主要ボストである総務・労務・人事の理事をひとり独占していて、さらに同大学の経営企画担当理事となつて「産学官金」が連携してカーボンナノチューブの一大事業化・産業化に邁進している。この「産学官金」の用語は、信州大学がいま使い出している言葉であるが、その意味は信州大学、産業界、国・自治体（地域）、金融業界が連携し一体となつてこの物質を産業・製品化して収益を上げてい

信州大学は、工学部の遠藤守信教

授が開発したカーボンナノチューブ

について遠藤教授とともに特許出願人となつていて、二〇〇五年には学内に「信州大学カーボンナノ科学研究所」を創設し、遠藤教授を所長に据えて

昭和電工は遠藤教授の指導のもと

で、一九九六年に川崎事業所で世界初となるカーボンナノチューブ量産

能力四〇〇トンの量産を開始したと

おり、〇七年には年産一〇〇〇トン、

〇九年には大分コンビナートで年産

能力四〇〇トンの量産を開始したと

公表している。

一方、長野県は、県を世界的なナ

カーボン科学の研究・産業拠点に

しようと「長野ナノカーボンバレー」

なるプロジェクトを信州大学を中心

に立ち上げ、同大学および遠藤教授

がその主導的役割を果たしている。

〇四年から国立大学法人化した信

州大学は、このカーボンナノチューブの普及・産業化に深く関わることによって、同大学の経営・運営費を捻出しようと躍起になつていて。そ

こには、法人化され財政的に苦しくなつてゐる地方の「国立大学」の生き残りを賭けたなりふり構わぬ姿が見えてくる。

一九八八年に信州大学医学部教授

となり生理学を担当してきた小山氏

は、遠藤教授の依頼でこのカーボン

ナノチューブの毒性・安全性研究に

見えてくる。

14

加わった。遠藤教授から提供された

昭和電工製造のカーボンナノチュー  
ブ V G C F を使って二〇〇七年八月  
から、同物質をマウスの腹腔内に投  
与しての研究で、翌〇八年六月ころ  
からマウスの腹腔内に中皮腫の発生

そのため小山氏は、山根二郎、山内道生の両弁護士を代理人として目下、長野地裁松本支部に実験中のビーグル犬八頭の殺処分の差止めを求めて仮処分の申請中であるが、裁判所の決定はまだ下されていない。

大学側は小山氏の  
発がん性研究を否定

「お手やわらかに」とのメールが入  
た遠藤教授から小山氏のところに  
物質を局所投与しての発がん性研究  
に着手したのであるが、それを知つた  
ため、同年八月二六日、ビーグル犬  
九頭（現存八頭）の肺の気管支に同  
の発がん性の有無をさらに確認する

つたが、そのときはまだ小山氏にはその意味がわからなかつたのである。そして小山氏は、実験途中の二〇一〇年七月二二日、理不尽きわまりない理由で信州大学から懲戒解雇処分を受け、同大学の構内にすら入ることもできなくなつたが、実験途中のビーグル犬に異変が起これば直ちに駆け付けて犬を解剖し、カーボンナノチューブVGC-Fの発がん性・毒性・炎症性の有無を検証する必要があり、それができるのは同物質を投与した小山氏に限られている。しかるに信州大学は、二〇一一年一月、山沢清人学長名でこの実験途中のビーグル犬八頭を同月三〇日引取り取らなければ皆殺しにすると小山氏に対して文書で通告してきた。

は、人体においても同様の結果がもたらされるものと考えることが今日の医学の常識ではないか。

また、遠藤教授は「〇一〇年二月東京ピッグサイトで開催された「〇一〇国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」で、カーボンナノチップの安全性について講演し、「最新の知見では『安全性についてCNT-Tはアスベストとは異なる』ことなどが規定されるに至った。これが科学的に解明され、吸入限界量（暫定値）

信州大学・山沢清人学長らによる記者会見を報じた地元紙「信濃毎日新聞」(10月8日付)のコピーレタード。山沢学長らは小田氏の実験について「科学性」を認めた上で否定した

カーボンナノチューブについてなされた小山氏のこれまでの発がん性研究とその実験結果は、同物質の製造・加工等に従事する労働者の健康と生命を守るうえできわめて重大な意味を持っている。

月一日、山沢清人学長、渡邊裕嗣医学部教授、久保義嗣医学部長ら八人が勢ぞろいして記者会見を開き、小山氏の研究結果について同氏の説明を一切聞かず、また膨大な量の悪性中皮腫の画像を見ることもなく「悪性中皮腫を示す組織像がない」「腹腔内にカーボンナノチュー入ることは現実的にはほとんど起きない」などと一方的に否定した（翌一二日付『信濃毎日新聞』）。そしてそれまでにも渡邊裕嗣学長は、新聞紙上で「小山教授の研究は学術性に疑問がある」（同年六月二日付『信濃毎日新聞』）、「マウスの腹腔に相当量の異物を入れれば発がん性があることは多くの専門家がすでに指摘している。小山教授の

月一日、山沢清人学長、渡邊裕副学長、遠藤守信工学部教授、久保惠嗣医学部長ら八人が勢ぞろいして記者会見を開き、小山氏の研究結果について同氏の説明を一切聞かず、また膨大な量の悪性中皮腫の画像を冒ることもなく「悪性中皮腫を示す組織像がない」「腹腔内にカーボンナノチューブが入ることは現実的にはほとんど起きない」などと一方的に否定した（翌二日付『信濃毎日新聞』）。そしてそれまでにも渡邊裕副学長は、新聞紙上で「小山教授の研究は学術性に疑問がある」（同年六月二日付『信濃毎日新聞』）、「マウスの腹腔に相当量の異物を入れれば発がん性があることは多くの専門家がすでに指摘している。小山教授の全性を強調した。

## 発がんの危険性示す 研究結果次々と

カーボンナノチューブの危険性についてはその後、小山研究を中心とするような研究結果が最近に付けるようないわゆる「アスベスト化」現象が問題視されるなどして注目されるようになってきた。

なつて次々と発表されている。  
二〇一一年一月二十五日に名  
古屋大学大学院の豊國伸哉教授  
(生体反応病理学)のチームが  
カーボンナノチューブをラ  
トの腹腔内に投与しての発癌  
ん性研究で発がん性(中止)  
腫があることを突き止められ  
た。この結果は、ナノマテ  
リヤーの安全性に対する懸念を  
再び浮上させた。

新聞等で大きく報道されたことから、元レヒビニニアスの新規開拓者たる大學生たる間に、二月六日付『朝日新聞』夕刊で、ナノ材料をめぐる大阪大学の堤康教授（毒性学）の実験も、二〇一二年に入った。

のような思想・学問の自由に対する時の権力からの弾圧事件を二度と引き起こしてはならないという歴史の教訓によるものである。滝川幸辰教授の『刑法読本』と『刑法講義』が危険思想としてやり玉に挙がり、法学部教授会の反対意見を無視して文部省が三三年五月に同教授を休職处分にしたとき、これに抗議して法学部の全教授が辞表を提出。そしてこの滝川处分に抗議して開かれた法学部学生の抗議集会には一六〇〇人の学生が出席し、同学部長以下の全教官もこれに参加している。「治安維持法」によって思想・言論弾圧がすでに激しくなつていた当時にあつて、「学問の自由」を守ろうとこれだけの抗議運動が展開されているのである。

産業技術総合研究所の動物実験（いすれも一〇一年）などの結果が紹介され、「発がん性や胎児への影響を示す結果が相次いでいる」と警鐘を鳴らしている。

こうした状況になつてゐるのにもかかわらず、信州大学は、なぜこれほどまでして同物質の発がん性を突き止めた小山研究を否定し続け、小山氏を懲戒解雇したのか。その理由はすでに明らかであろう。

日本国憲法が二三三条でわざわざ「学問の自由は、これを保障する」と説いてゐるのは、一九三三年（昭和八年）の「京大竜川事件」や三五年

それに比べて信州大学のいまを見るとき、「学問の自由」を護ろうとする気概どころかその意味すら分からなくなっている。小山氏は研究室の使用禁止と学生への講義を禁止されて以降、今日までの二年半を振り返ってみて、匿名の電話であれ、廊下や道でのすれ違いざまであれ、信州大学の教職員や学生の誰かから「頑張つてください」のひと言すら掛けられたことはない。

2007年度	1億7459万円
2008年度	1億5743万円 (うち小山氏研究費分1250万円)
2009年度	1億3286万円 (うち小山氏研究費分980万円)
合計	4億6488万円

のほらまきす」それが「人体の健康に影響を及ぼすのかどうかは分からないではないか」と小山氏の研究を嘲笑しているのであるが、人体を使つた発がん性実験が許されようはずがない。それを実行したのが、旧日本陸軍七三一部隊による恐るべき人体実験であった。それがマウスであれ犬であれ動物実験で確実に告異

無効を主張して提訴中である)。

信州大学は、小山氏の発がん性研究が国からの補助金、すなわち国民の税金を使って行なわれてきているにもかかわらず、小山氏を大学から放逐して研究続行を不可能とさせたうえ、実験途中のビーグル犬を殺すというのである。

無効を主張して提訴中である)

16

刊金曜日 2012.2.17 (883号)

刊金曜日 2012.2.17 (883号)